

第1期山陽小野田市
成年後見制度利用促進基本計画

山陽小野田市
令和4年3月

はじめに

山陽小野田市では、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指し、様々な取組を行っています。その一つが成年後見制度の利用促進へ向けた取組です。

本市では、平成12年（2000年）4月の成年後見制度開始以降、判断能力が不十分なことから、必要な意思決定や財産管理が難しい状態となった方に対し、成年後見制度に関する相談対応を行ってきました。

国においては、成年後見制度の利用促進に向け、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

こうした中、本市においても、国の基本計画の考え方を踏まえ、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本計画では、誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、基本目標である「誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」に向け、取組を進めて参ります。

最後に、本計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました、成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、家庭裁判所の皆様、そしてアンケートなどで貴重な御意見をいただきました市民や関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

山陽小野田市長 藤田剛二



目次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 成年後見制度の概要	3
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定及び評価体制	6
第2章 本市の成年後見制度の利用に関する現状と分析	7
第1節 本市の人口の推移と高齢者、障がい者等の状況	7
第2節 成年後見制度に関する取組状況	13
第3節 成年後見制度に係る意識調査	15
第4節 現状についての分析	27
第3章 計画の基本方針、基本目標及び施策の体系	29
第1節 基本方針	29
第2節 基本目標	30
第3節 施策の体系	31
第4章 施策における具体的取組	32
第1節 基本目標1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる 仕組みの整備	32
第2節 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	36
山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿	39

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景及び目的

成年後見制度は、平成11年(1999年)の民法の一部改正により、従来の禁治産者・準禁治産者制度が見直され、平成12年(2000年)4月から開始されました。

本市では、成年後見制度開始以降、判断能力が不十分なことから、必要な意思決定や財産管理が難しい状態となった方が安心して地域生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談対応を行ってきました。

成年後見制度は、高齢者や障がい者の地域生活を支える重要な手段であり、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる、地域共生社会の実現のためにも、今後ますます成年後見制度の利用を促進していく必要があります。

しかしながら、成年後見制度が十分に利用されていないことから、国は、平成28年(2016年)5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。)を施行しました。利用促進法では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた成年後見制度の理念の尊重を図ることとされ、県や市町村に対して、成年後見制度の利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されております。

そして、平成29年(2017年)3月には、利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(以下「国計画」という。)が閣議決定され、国計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

そこで、本市においても、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画を策定することとしました。

2 法令等の根拠

本計画は、利用促進法第14条第1項に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋
（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

第2項、3項（略）

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第2節 成年後見制度の概要

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

1 任意後見制度

本人に、十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「本人自らが選んだ代理人（任意後見人）」に「自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務」について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証役場において、公証人の作成する公正証書によって結ぶ制度です。

本人の判断能力が不十分となった場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

2 法定後見制度

認知症や障がいなどの理由により、すでに判断能力が不十分な本人に代わって、家庭裁判所により選ばれた代理人が、財産管理や必要な福祉サービス等の契約の締結、法律行為の取消し等、本人を保護、支援するための制度です。その代理人は、本人の判断能力の程度により「後見人」、「保佐人」、「補助人」（以下「後見人等」という。）の三種類があります。

申立て手続は、必要書類を揃え、家庭裁判所で行います。申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等となります。

後見人等の選任は、家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。後見人等に選任される方は、親族後見人、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人後見実施団体、市民後見人等があります。

法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
後見人等が同意又は取り消すことができる行為(*1)	申立てにより裁判所が定める行為(*2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が認める行為	原則として全ての法律行為
後見人等が代理することができる行為(*3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

*1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれない。

*2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。

*3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。

* 補助開始の審判、補助人に同意見・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要。

第3節 計画の期間

1 計画の期間

国計画は、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの5年間としています。

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの期間とします。

なお、国等の動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

2 上位計画等との整合

本計画は、「山陽小野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の上位計画である「山陽小野田市地域福祉計画」と関係部局の計画である「山陽小野田市高齢者福祉計画」、「山陽小野田市障がい者計画」等との整合性を図り、関係部局と連携し本計画の取組を推進します。

	山陽小野田市 総合計画	山陽小野田市 地域福祉計画	山陽小野田市 成年後見制度 利用促進基本 計画	山陽小野田市 高齢者福祉計画	山陽小野田市 障がい者計画	
平成 30 (2018)	第2次	第1次	第1期	第7期	第4次	
令和 1 (2019)						
令和 2 (2020)		第2次		第8期		
令和 3 (2021)						
令和 4 (2022)		第3次		第9期		第5次
令和 5 (2023)						
令和 6 (2024)		第2期		第10期		
令和 7 (2025)						
令和 8 (2026)		第1次		第10期		
令和 9 (2027)						
令和 10 (2028)		第2期		第10期		
令和 11 (2029)						

第4節 計画の策定及び評価体制

1 計画の策定体制

令和2年（2020年）10月から、専門職団体、社会福祉協議会並びに市職員等の構成により「山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」を設置し、幅広い意見を聴取し、計画策定へ反映させています。

また、高齢者・障がい者の家族介護者、金融機関及び医療・福祉・介護事業者へ成年後見制度に係る意識調査を実施し、結果を計画に反映させています。

2 計画の評価体制

本計画の効果的な推進及び取組の点検・評価を行うため、介護、医療、福祉、司法の専門職団体、地域の関係団体及び行政による合議体である、山陽小野田市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

第2章 本市の成年後見制度の利用に関する現状と分析

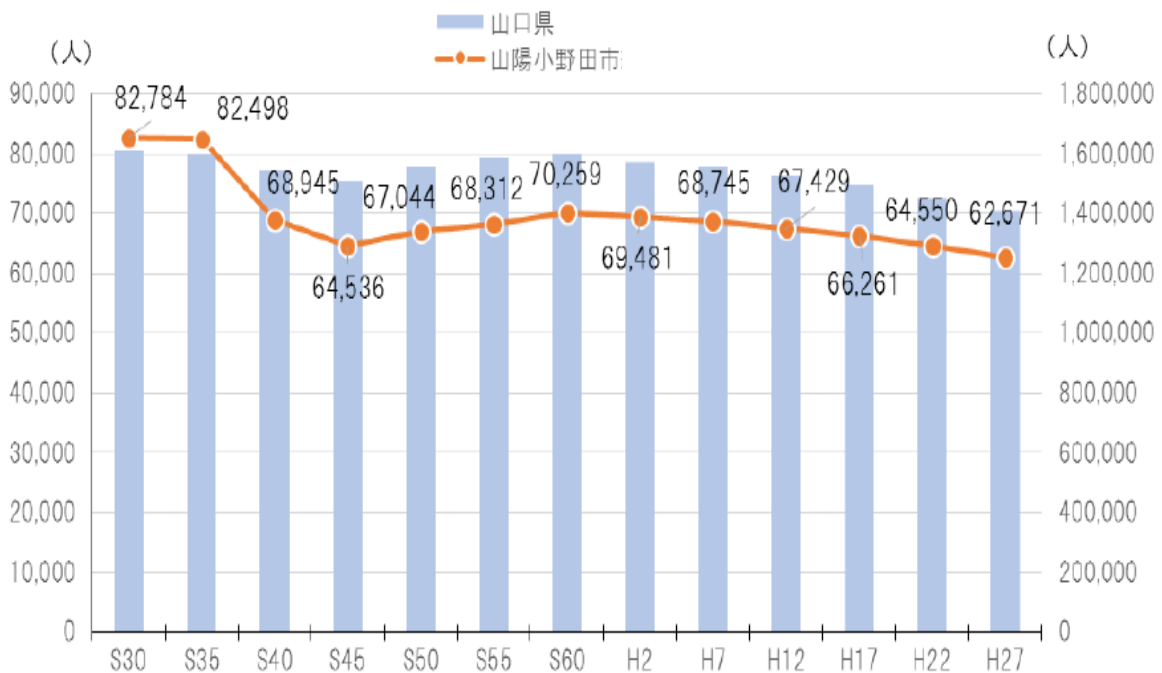
第1節 本市の人口の推移と高齢者、障がい者等の状況

1 本市の人口の推移

本市の総人口は、高度経済成長期である昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）までにかけて減少しましたが、昭和45年（1970年）以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年（1985年）の70,259人でピークを迎えました。

昭和60年（1985年）以降は人口減少に転じ、緩やかに減少し続けており、平成27年（2015年）には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年（1970年）を下回っています。

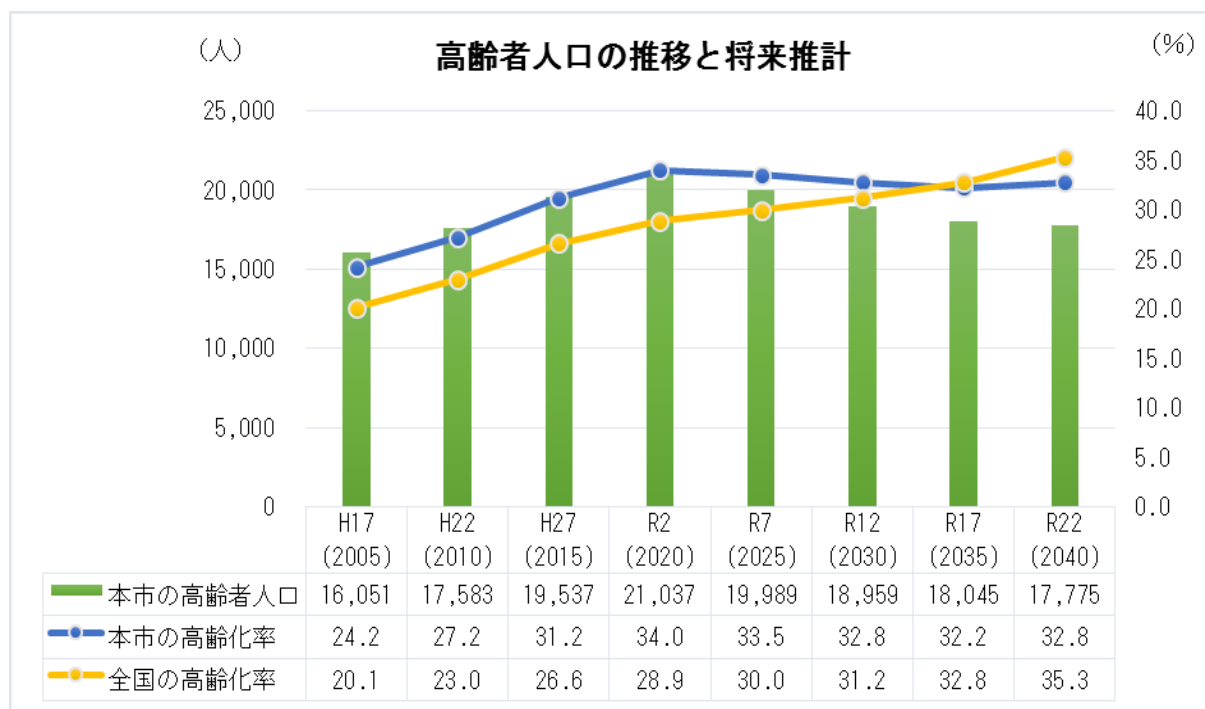
◆総人口の推移



総務省国勢調査

2 高齢者人口の推移

本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は、令和2年（2020年）にはピークに達し34%となっており、団塊の世代が75歳を迎える、令和7年（2025年）には33.5%と予測され、全国平均の30.0%と比較すると3.5%高くなっています。



※平成17年（2005年）から平成27年（2015年）までは国勢調査、令和2年（2020年）は住民基本台帳、令和7年（2025年）以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

資料：第8期山陽小野田市高齢者福祉計画

3 要介護認定の状況

令和2年（2020年）4月現在では、高齢者人口の18%（令和2年（2020年）住民基本台帳の65歳以上の人口比較）に当たる3,781人が要介護認定を受けており、認定者数は横ばい傾向にあります。

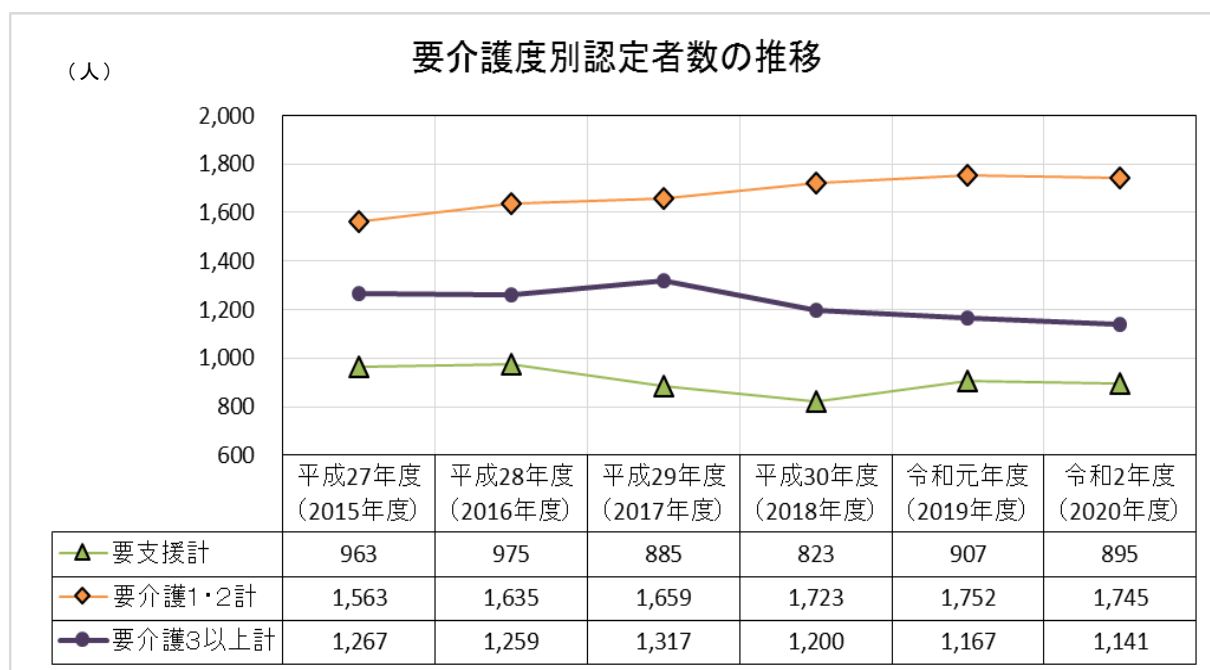
【年度別要介護認定者数】

（人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
要支援1	526 (8)	504 (8)	438 (4)	423 (6)	478 (7)	461 (3)
要支援2	437 (11)	471 (10)	447 (10)	400 (12)	429 (9)	434 (8)
要介護1	919 (15)	989 (15)	1,020 (14)	1,043 (13)	1,105 (16)	1,102 (14)
要介護2	644 (16)	646 (17)	639 (13)	680 (13)	647 (10)	643 (13)
要介護3	495 (10)	474 (11)	500 (14)	459 (13)	475 (10)	459 (9)
要介護4	452 (10)	470 (6)	493 (7)	455 (5)	418 (3)	411 (4)
要介護5	320 (8)	315 (13)	324 (7)	286 (7)	274 (6)	271 (6)
総合計	3,793 (78)	3,869 (80)	3,861 (69)	3,746 (69)	3,826 (61)	3,781 (57)

※（ ）内は第2号被保険者数。各年度10月時の要介護認定者数。令和2年度のみ4月時。

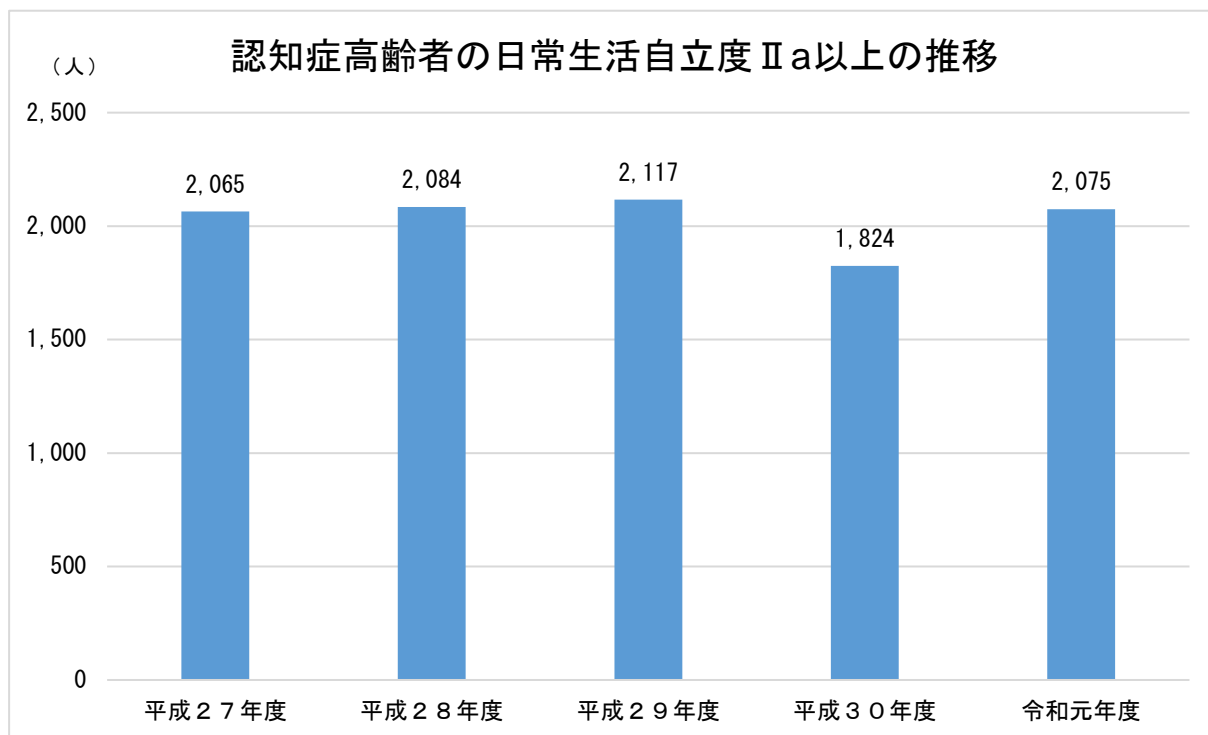
資料：第8期山陽小野田市高齢者福祉計画



資料：第8期山陽小野田市高齢者福祉計画

4 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の推移

各年度の介護保険の要介護（要支援）認定の申請者のうち、主治医意見書にて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の方は、およそ2,000人となっています。

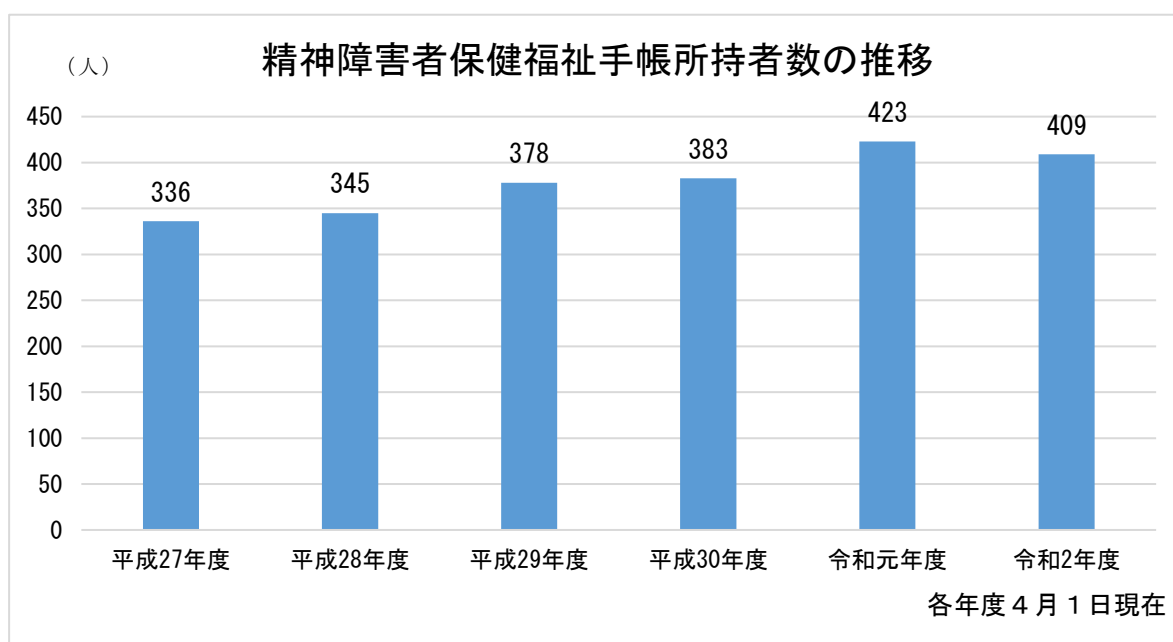
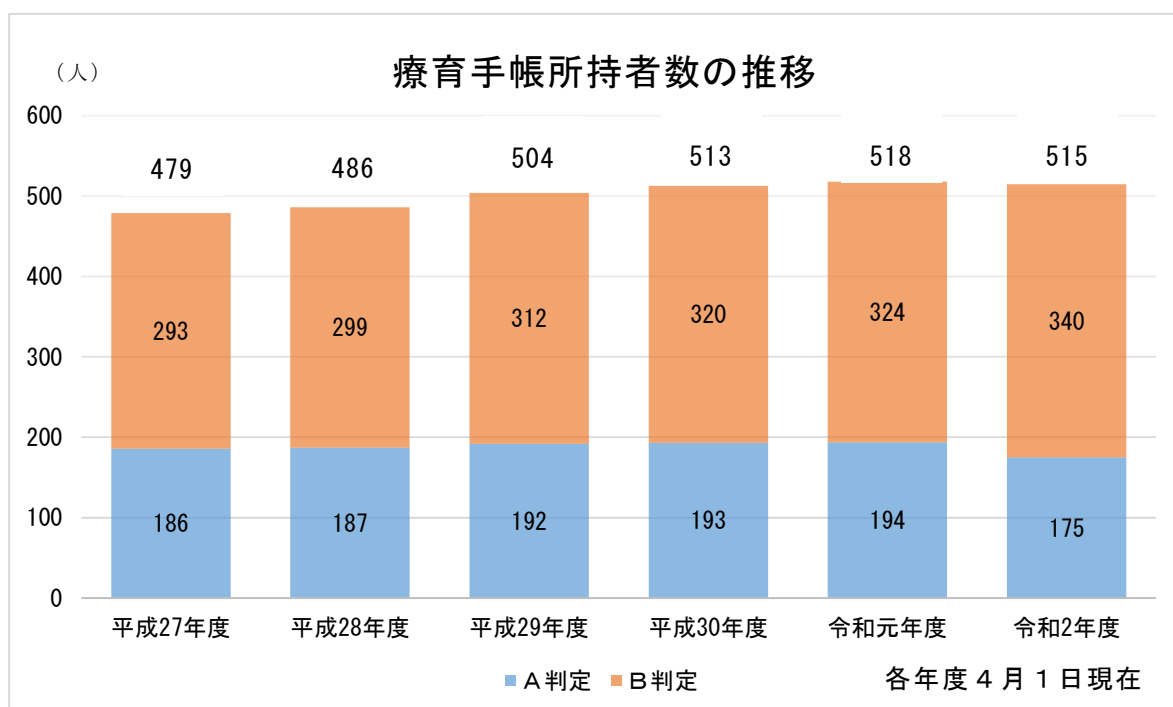


資料：山陽小野田市の要介護・要支援認定者の申請者における主治医意見書より作成

5 障がい者数の推移

本市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度（2019年度）まで年々増加しています。

令和2年度（2020年度）は、微減。平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6年間で、療育手帳は7.5%、精神障害者保健福祉手帳は21.7%、所持者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。

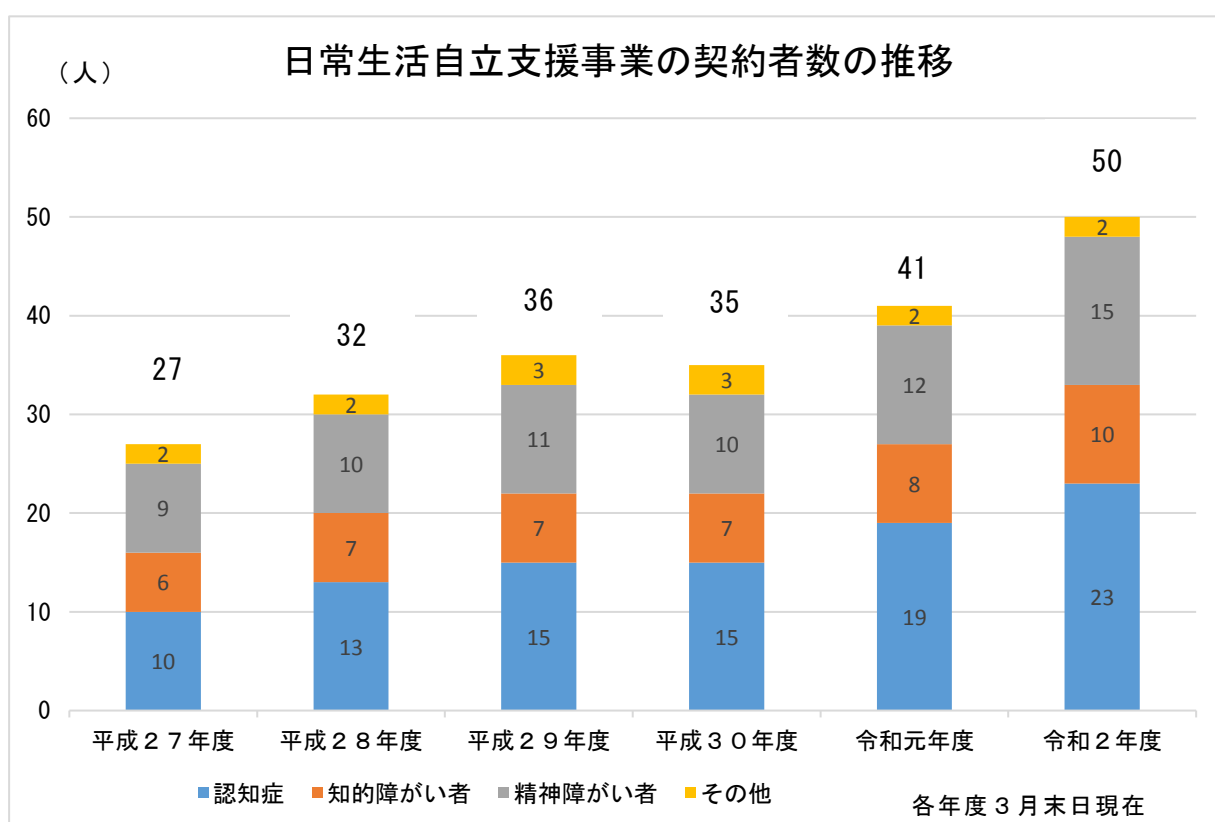


資料：山陽小野田市障害福祉課

6 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を支援します。本市では、山陽小野田市社会福祉協議会が主体となって実施しています。

日常生活自立支援事業の契約者数は、増加傾向にあり、令和3年3月末現在で50人となっております。



資料：山陽小野田市社会福祉協議会

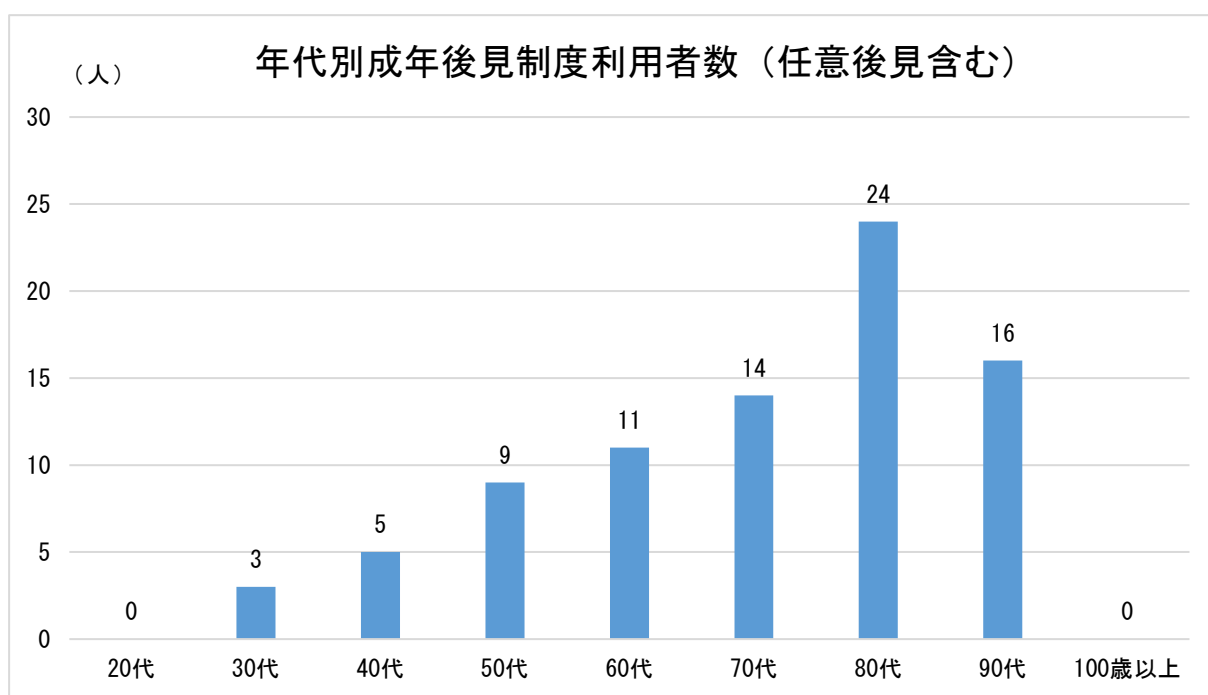
第2節 成年後見制度に関する取組状況

1 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、令和3年（2021年）6月27日時点において、法定後見82人、任意後見0人の合計82人です。類型別にみると、後見類型が60人と最も多く、全体の73.1%となっています。

年代別の利用者では、80代が24人と最も多く、60代以上の割合が、全体の79.3%となっています。

	法定後見				任意後見
	合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
全国	221,790人	171,858人	38,949人	10,983人	2,652人
山口県	2,817人	2,299人	383人	104人	31人
山陽小野田市	82人	60人	17人	5人	0人

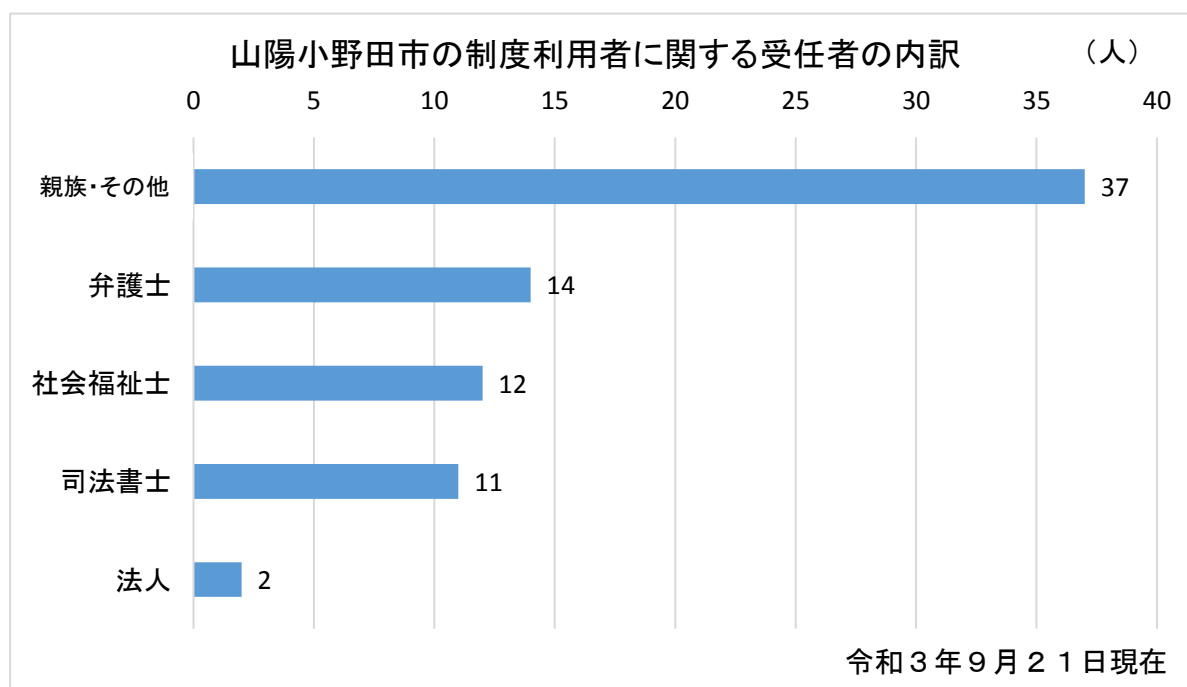


各資料（基準日）全国：令和元年12月31日、山口県・山陽小野田市：令和3年6月27日

（資料：厚生労働省・山口家庭裁判所資料に基づき山陽小野田市作成）

2 成年後見制度の利用者に関する受任者状況

本市の、令和3年9月21日現在における、成年後見制度の利用者に関する受任者状況は、親族・その他が37人、弁護士が14人、社会福祉士が12人、司法書士が11人、法人が2人となっています。



資料：山口家庭裁判所

3 市長申立て件数

成年後見制度の申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等とされています。判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自身では申立てができない、申立てを行う親族がいない、親族がいても虐待を受けている等の事情により、申立てが困難な場合に市長が申立てを行います。令和元年度（2019年度）は2件、令和2年度（2020年度）は2件の市長申立てを行っています。

4 報酬費用の助成の件数及び助成額

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。

令和元年度（2019年度）は4件。助成額は846,000円。

令和2年度（2020年度）は2件。助成額は432,000円。

第3節 成年後見制度に係る意識調査

成年後見制度の利用促進及び山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画へ意見を反映させるため、成年後見制度に係る意識調査を市内の高齢者・障がい者の家族介護者、金融機関及び医療・福祉・介護事業者向けに実施しました。

(1) 「成年後見制度に係る意識調査（家族介護者向け）」について

実施期間 令和3年6月18日（金）から7月19日（月）まで

目的 成年後見制度に係る意識調査を実施し、成年後見制度の利用促進及び山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画へ意見を反映させるため。

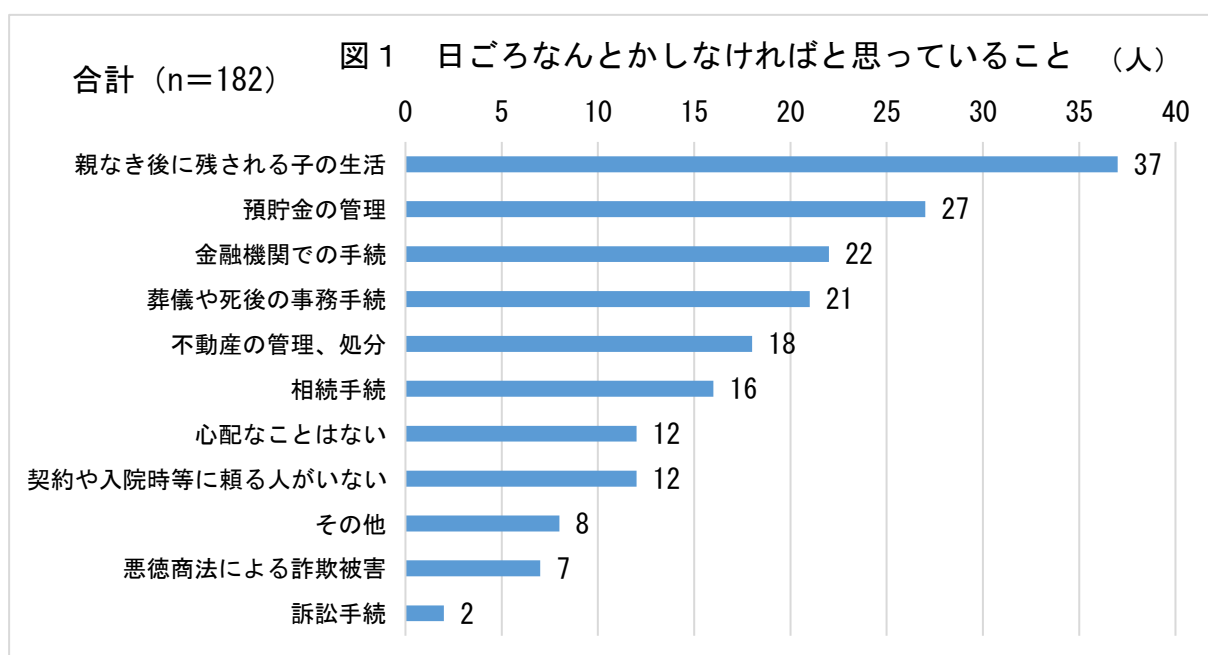
実施方法 郵便及び持参

対象者 家族介護者 124名

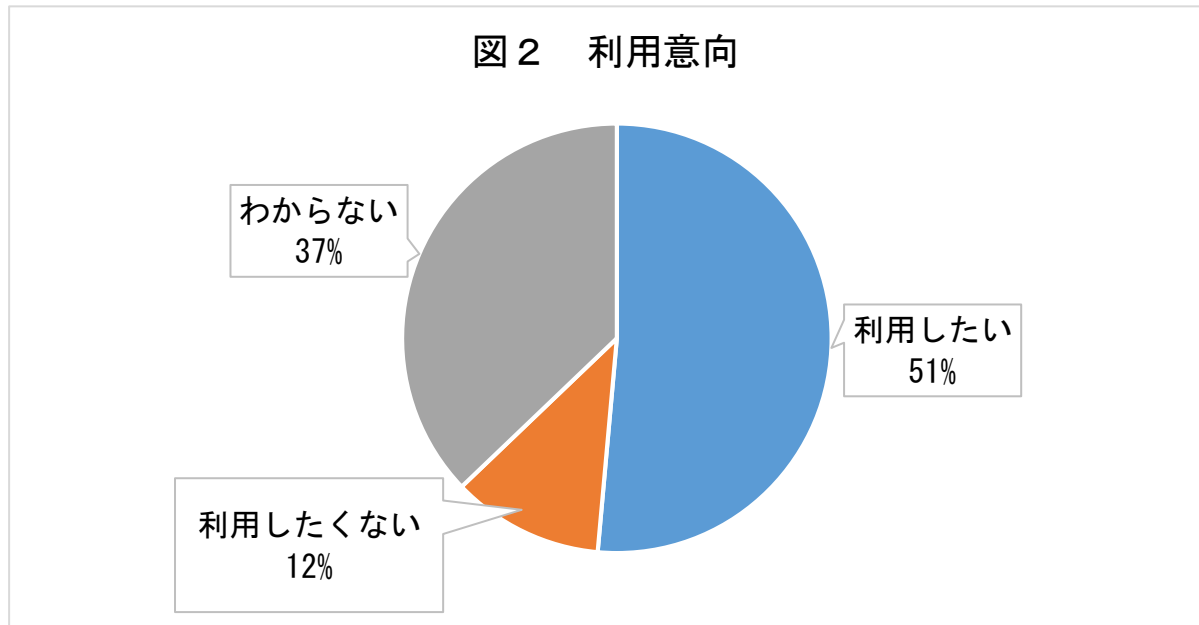
回収数 78名（回収率62.9%）

調査結果

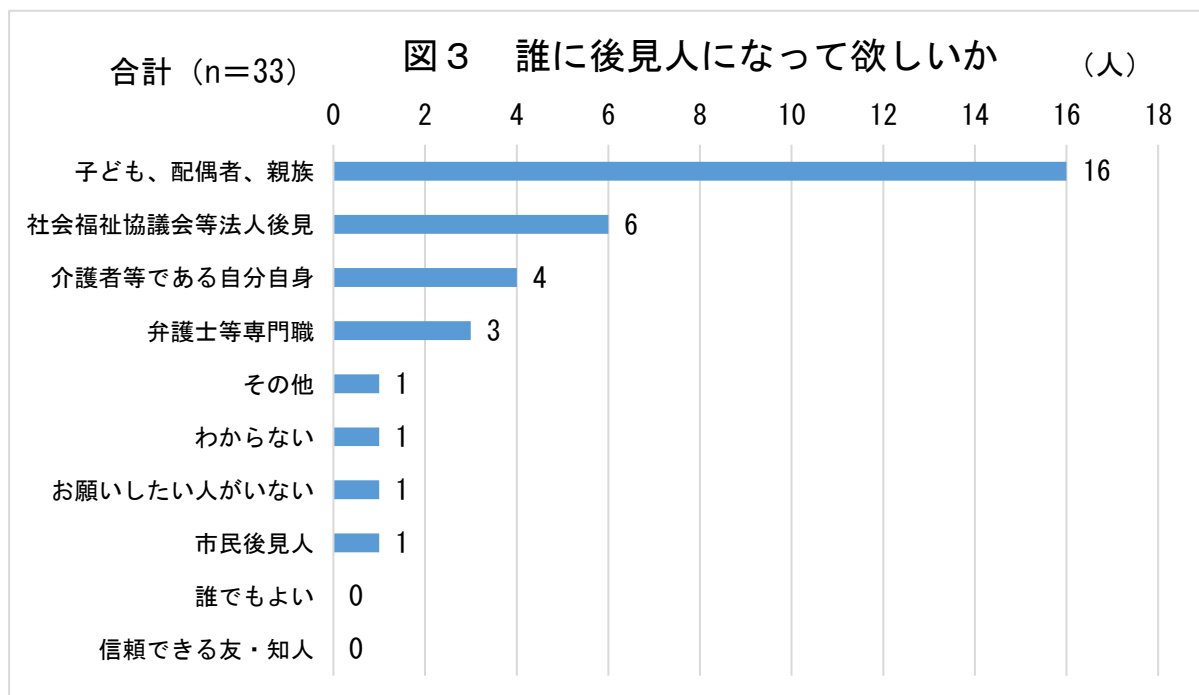
・身近な方やあなた自身が、日ごろなんとかしなければならぬと思っていること、心配なことについて、「親なき後に残される子の生活（37人）」、「預貯金の管理（27人）・金融機関での手続（22人）」、「葬儀や死後の事務手続（21人）」との回答が多く見られました。（図1）



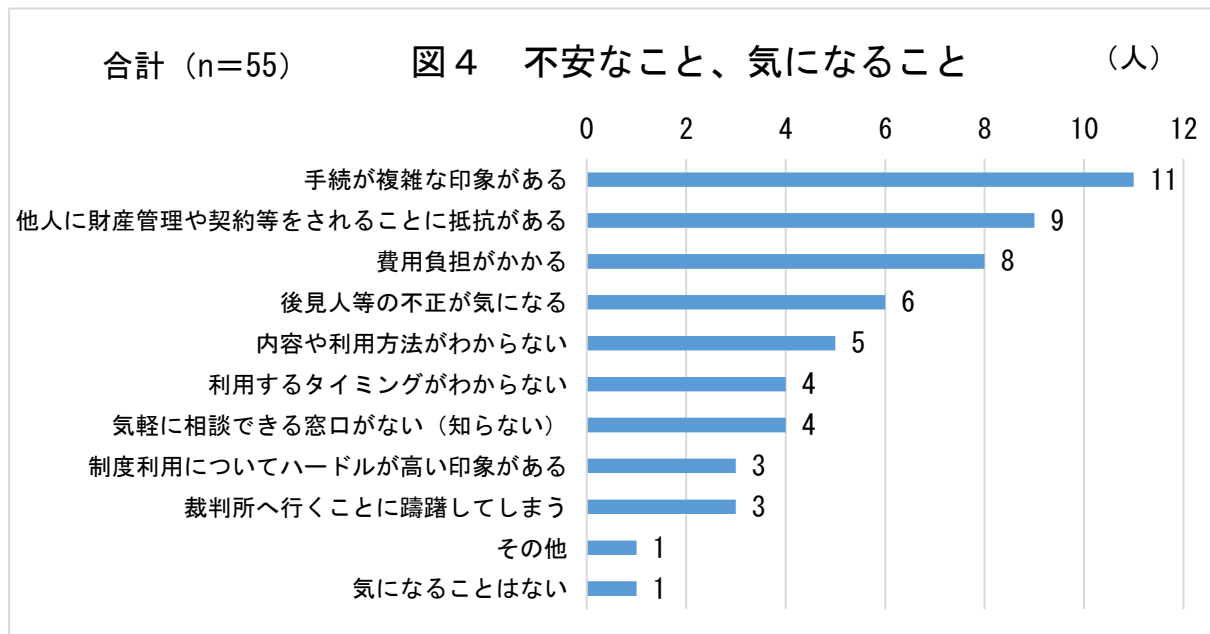
・身近な方やあなた自身が成年後見制度の利用が必要となった際に、利用したいかについて、「利用したい(51%)」、「利用したくない・わからない(49%)」となっています。(図2)



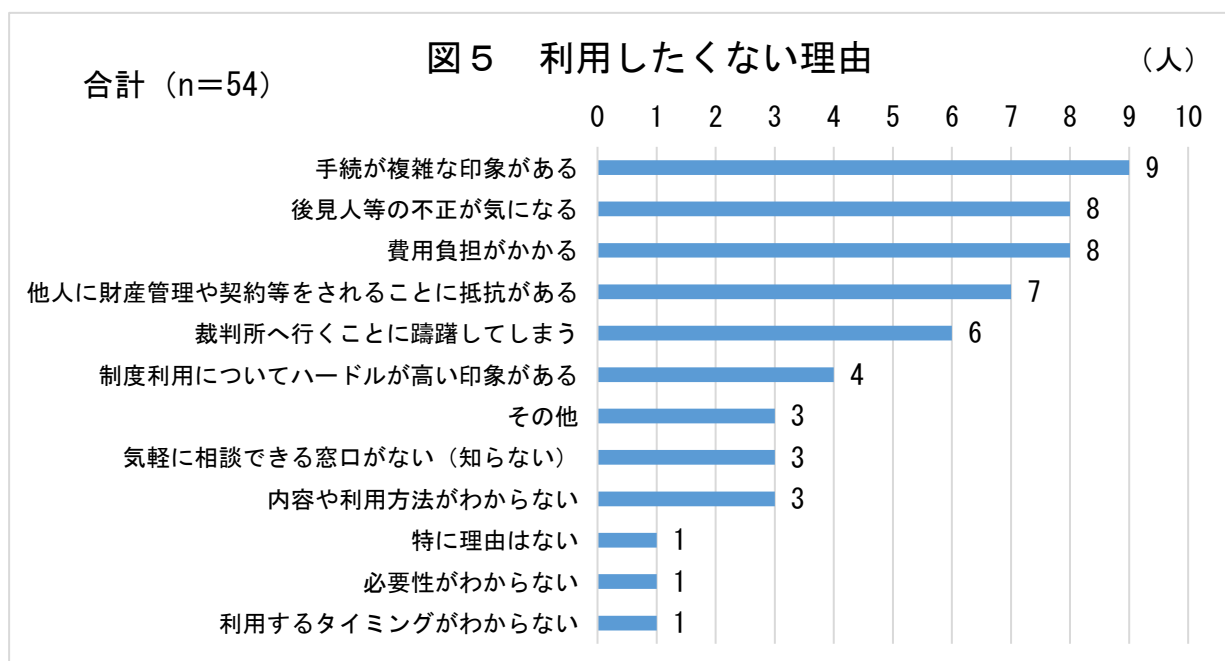
・利用する場合の後見人は、「子ども、配偶者、親族(16人)」、「社会福祉協議会等法人後見(6人)」、「介護者等である自分自身(4人)」との回答が多くみられました。(図3)



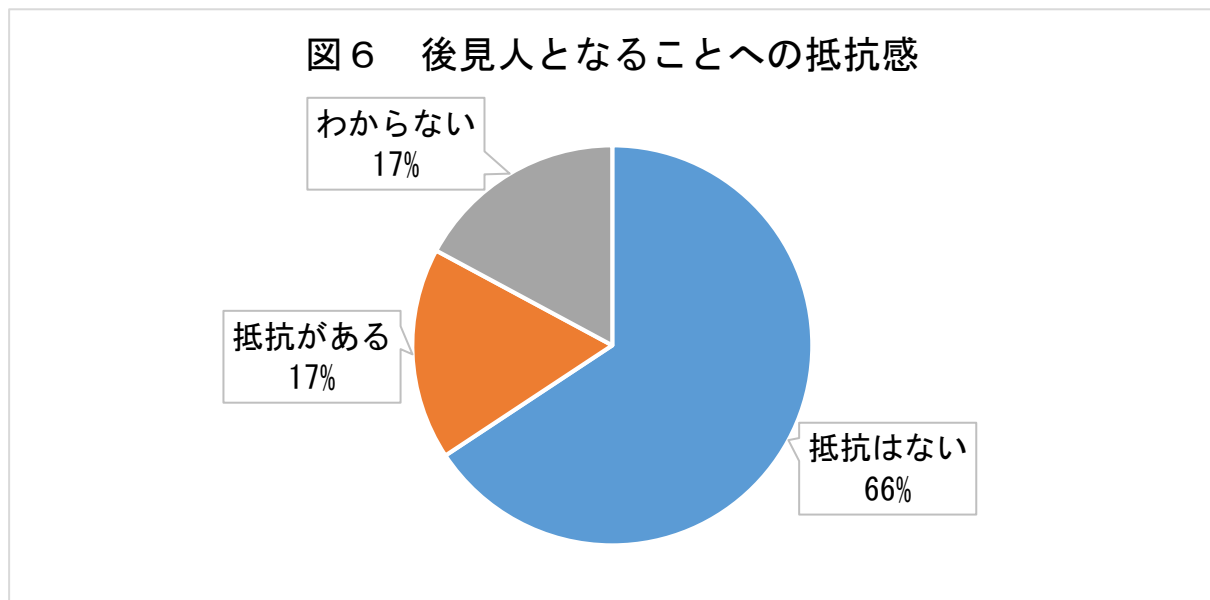
・成年後見制度を「利用したい」と回答した方で、制度利用に対し不安や気になることは、「手順が複雑な印象がある（11人）」、「他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある（9人）」、「費用負担がかかる（8人）」が多く、これらの不安等を解決することが必要です。（図4）



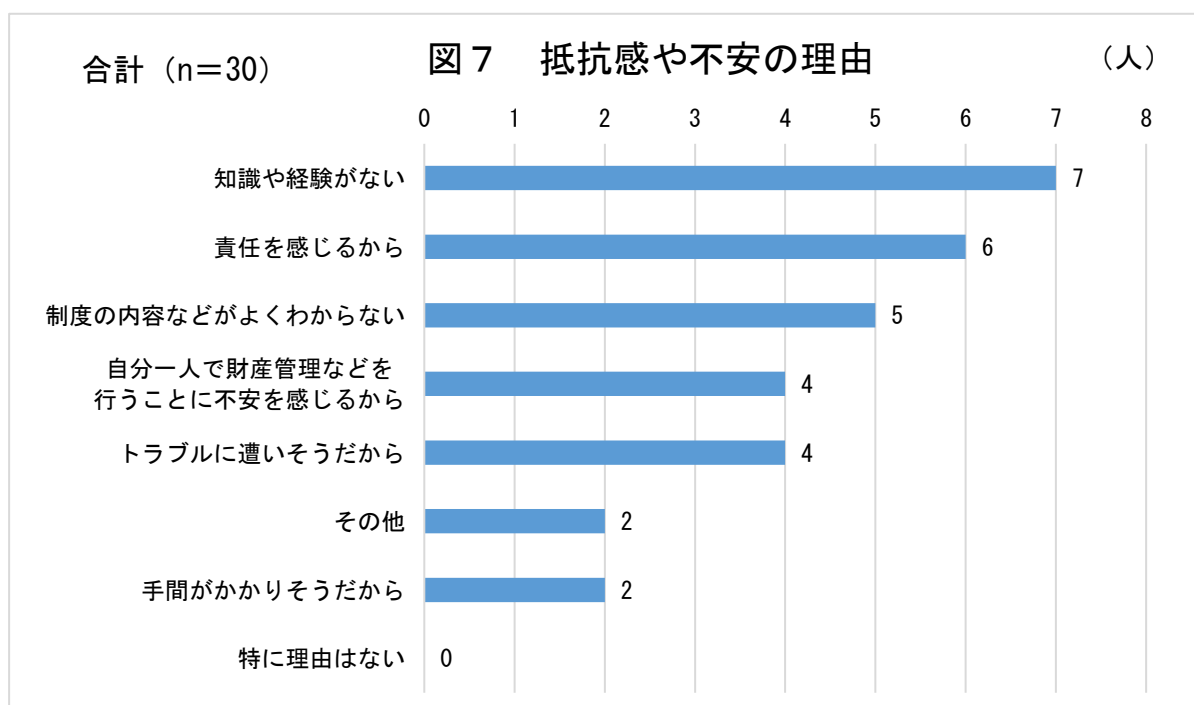
・成年後見制度を「利用したくない」と回答した方の理由は、「手順が複雑な印象がある（9人）」、「後見人等の不正が気になる（8人）」、「費用負担がかかる（8人）」との回答が多く見られました。（図5）



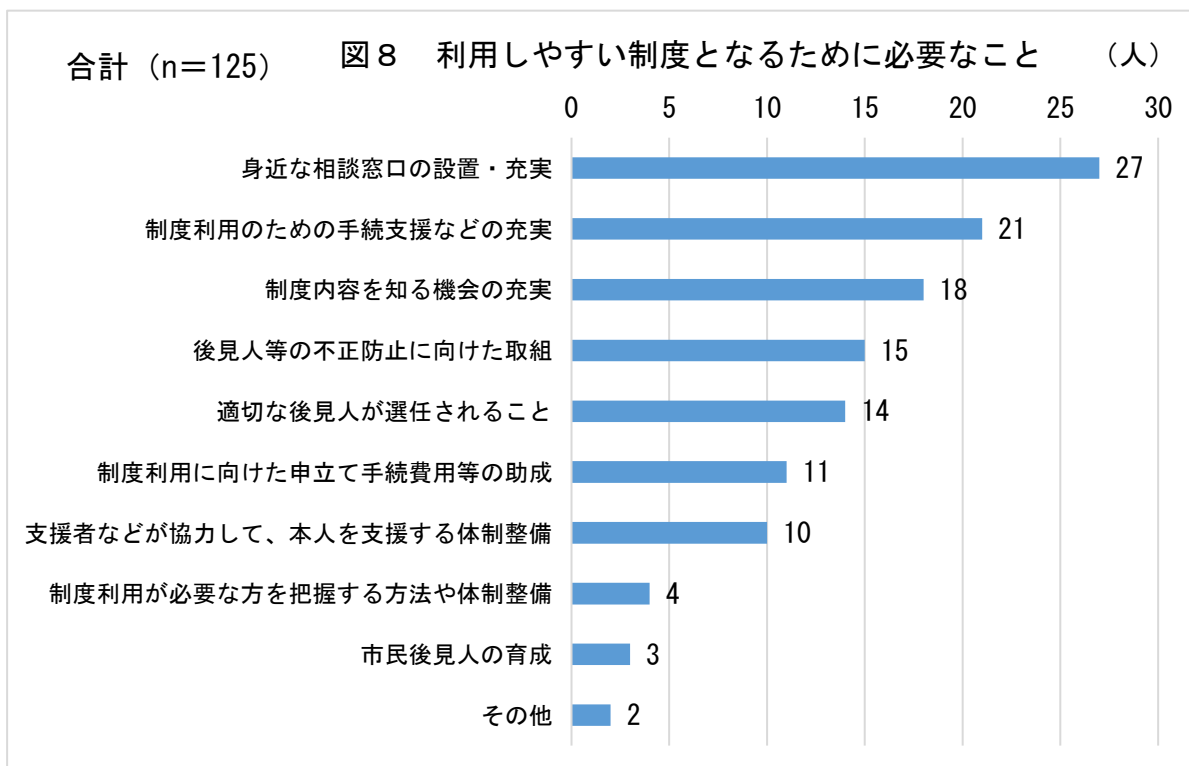
・あなた自身が後見人等となって財産管理や契約行為の支援をすることに抵抗があるかは、「抵抗はない（66%）」、「抵抗がある（17%）」、「わからない（17%）」となっています。（図6）



・あなた自身が後見人等となって財産管理や契約行為の支援をする場合に、「抵抗がある・わからない」と答えた方の理由は、「知識や経験がない（7人）」、「責任を感じるから（6人）」、「制度の内容などがよくわからない（5人）」との回答が多く見られました。（図7）



・利用しやすい制度となるために必要なことは、「身近な相談窓口の設置・充実（27人）」、「制度利用のための手続支援などの充実（21人）」、「制度内容を知る機会の充実（18人）」との回答が多く、これらの取組を推進することが必要です。（図8）



(2) 「成年後見制度に係る意識調査（金融機関向け）」について

実施期間 令和3年6月11日（金）から7月2日（金）まで

目的 成年後見制度に係る意識調査を実施し、成年後見制度の利用促進及び山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画へ意見を反映させるため。

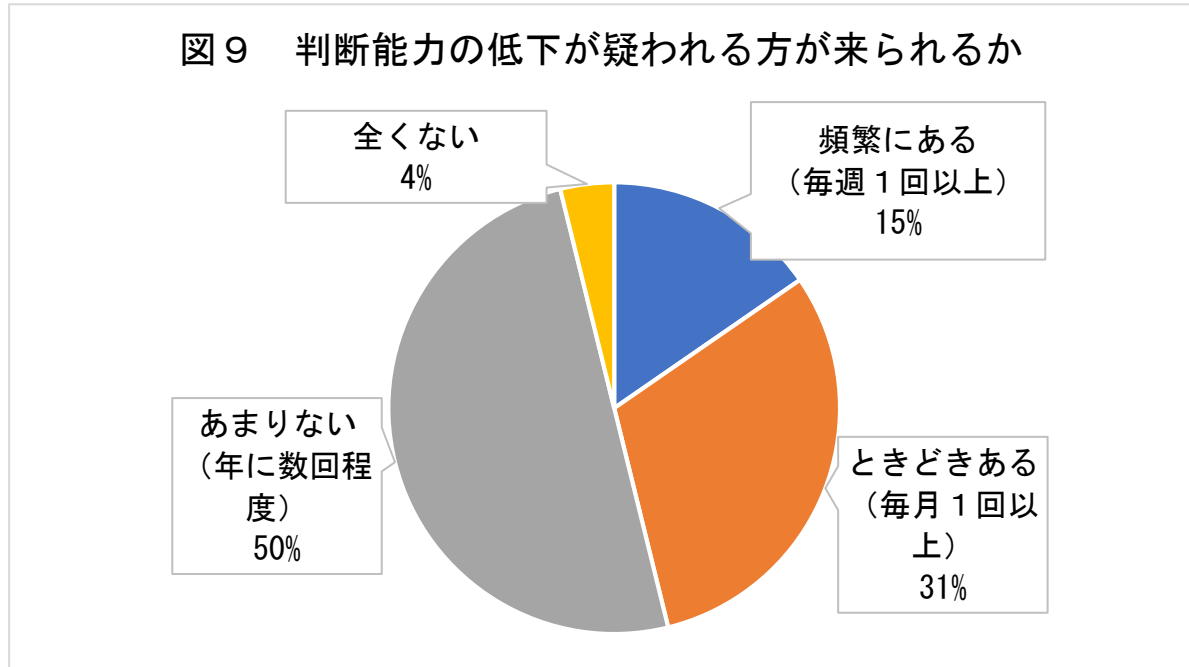
実施方法 郵送

対象者 市内金融機関28事業所

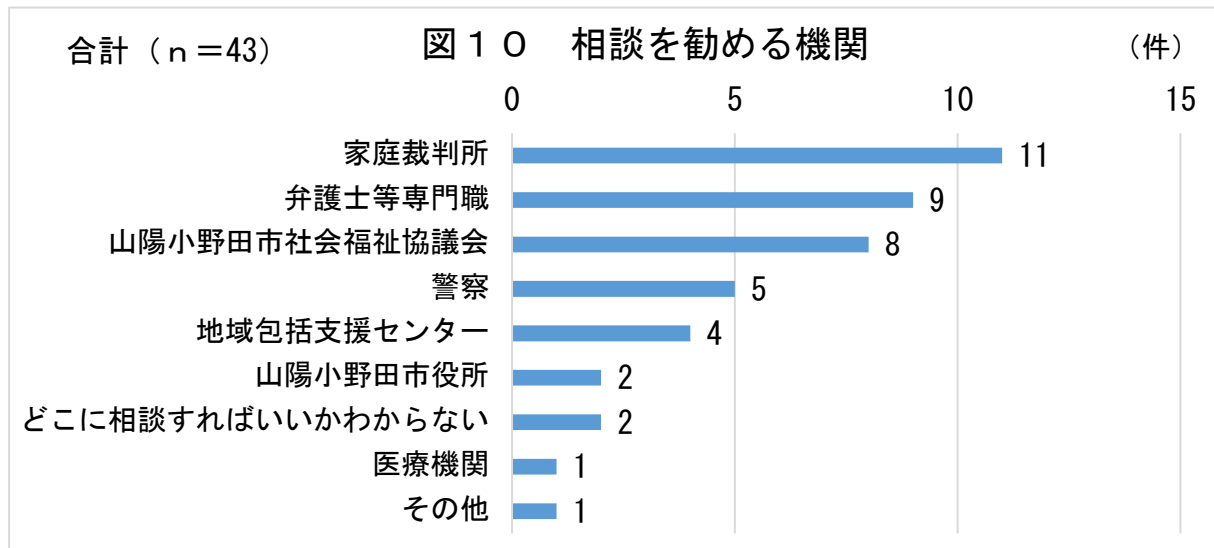
回収数 26事業所（回収率92.8%）

調査結果

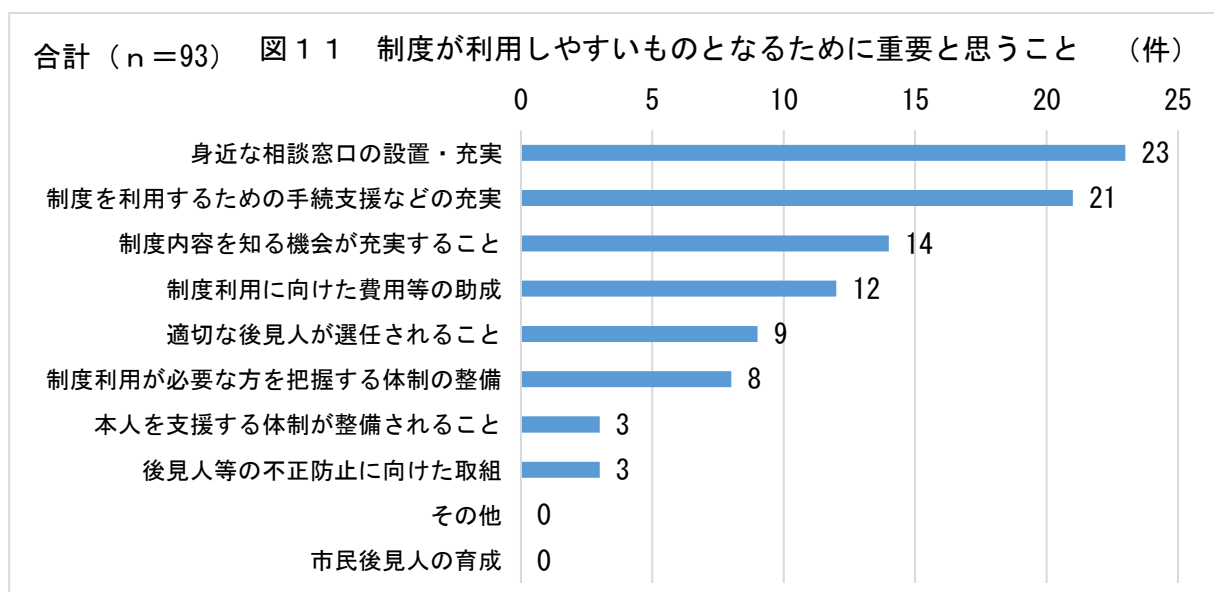
・判断能力の低下が疑われる方が窓口へ来られることがあるか、との問いには「頻繁にある」、「ときどきある」、「年に数回程度以上」を合わせて96%の金融機関があると回答しています。（図9）



・判断能力の低下が疑われる方が窓口へ来られた場合、対応を依頼したり、相談を勧めたりする関係機関として、「家庭裁判所（11件）」、「弁護士等専門職（9件）」、「社会福祉協議会（8件）」との回答が多く、成年後見制度等の利用を含め、判断能力の低下が疑われる方への支援に向け、これらの関係機関との連携協力体制の構築が必要です。（図10）



・金融機関の立場から、成年後見制度が利用しやすいものとなるために、どのような取組が重要であると考えるかは、「身近な相談窓口の設置・充実（23件）」、「制度を利用するための手続支援などの充実（21件）」、「制度内容を知る機会が充実すること（14件）」が多く、これらの取組を推進することが必要です。（図11）



(3) 「成年後見制度に係る意識調査（医療・福祉・介護事業者向け）」について

実施期間 令和3年7月2日（金）から7月19日（月）まで

目的 成年後見制度に係る意識調査を実施し、成年後見制度の利用促進及び山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画へ意見を反映させるため。

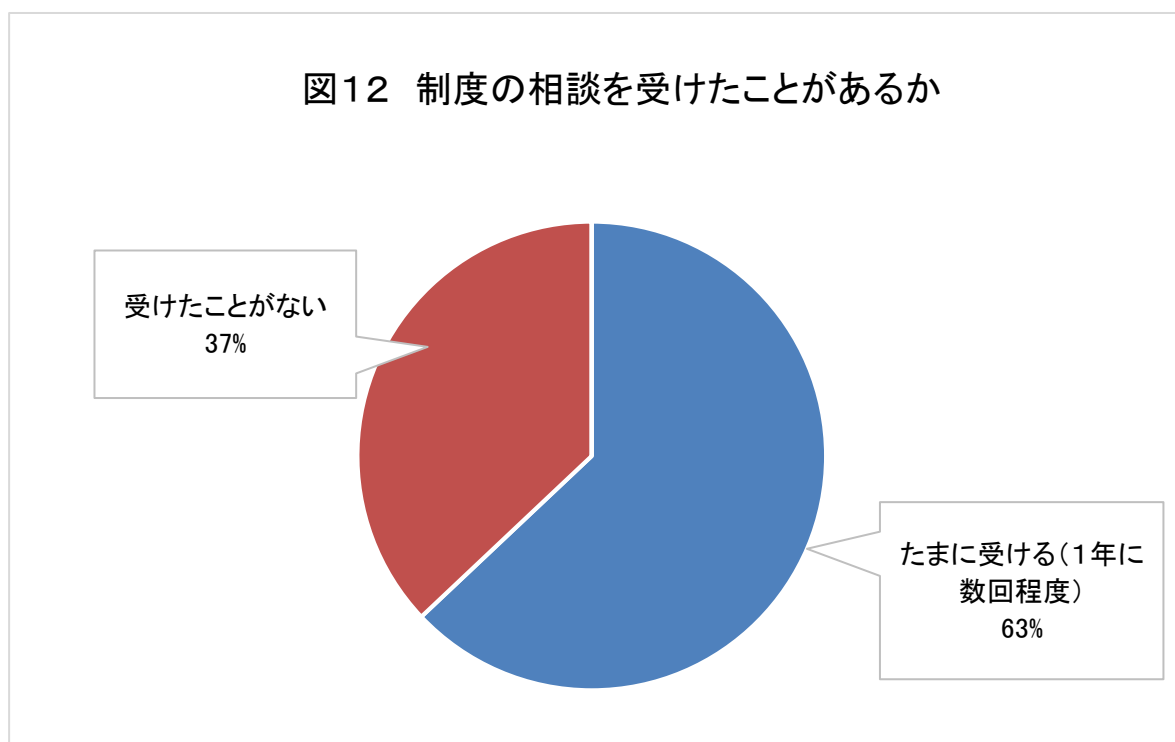
実施方法 メール

対象者 市内 88事業所

回収数 54事業所（回収率61.4%）

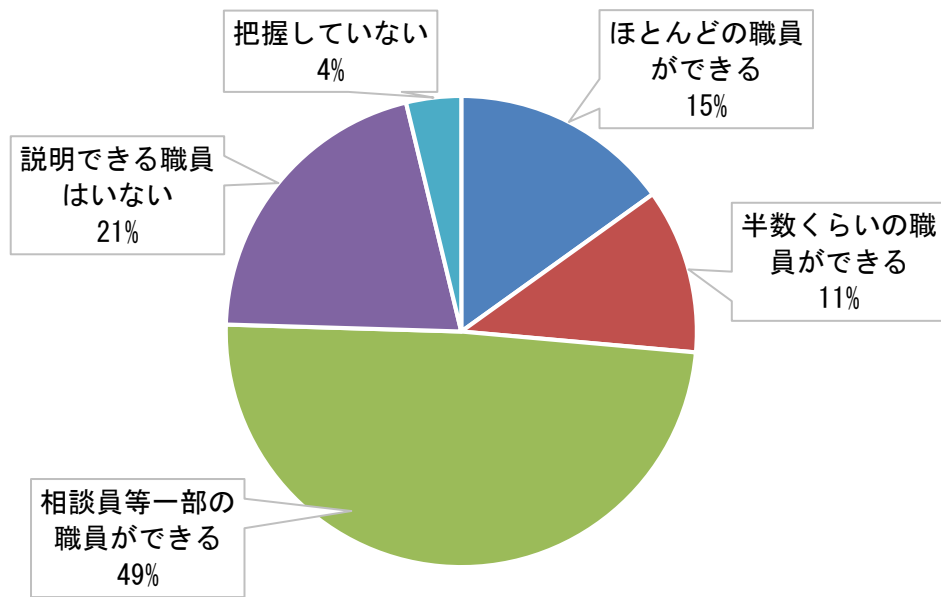
調査結果

・成年後見制度に関する相談受付について「たまに受ける（63%）」「受けたことがない（37%）」となっています。（図12）

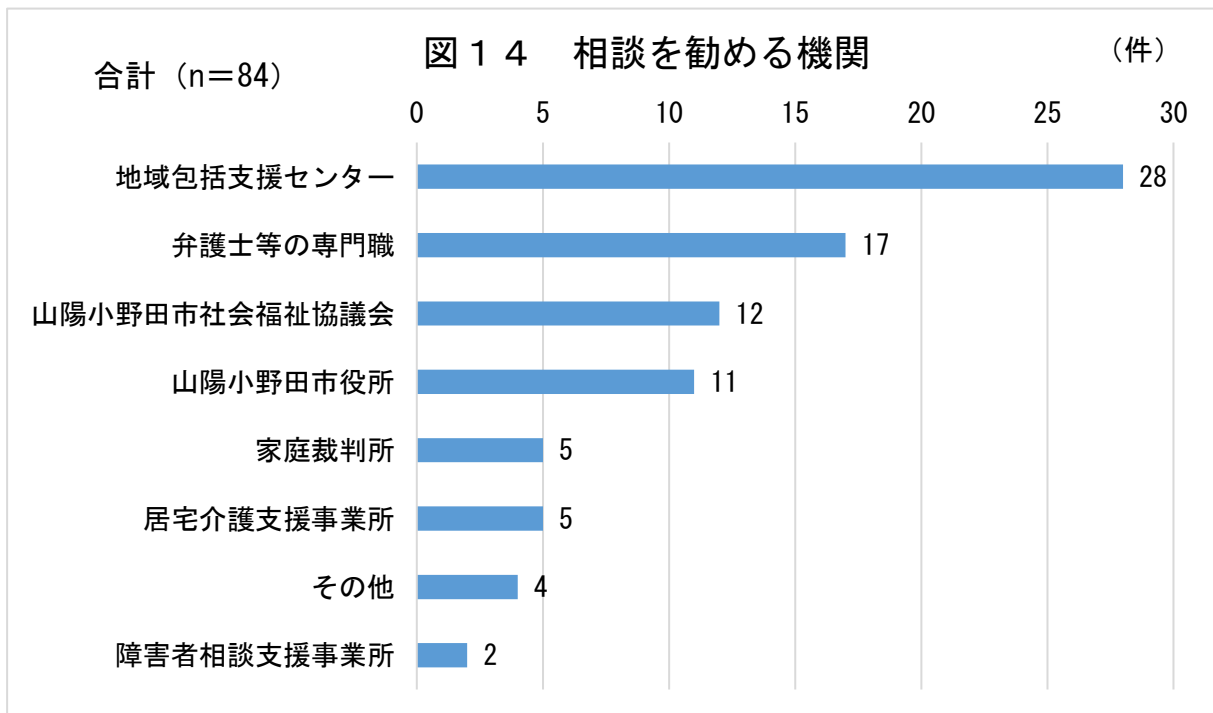


・成年後見制度に関する説明（大まかな内容、申立ての方法や費用負担等）ができるかは、「説明できる職員がいる（75%）」と答えた方が多い一方で、「説明できる職員はいない（21%）」となっており、各事業所が成年後見制度に関する相談があった際に、大まかな説明ができるよう、成年後見制度に関する周知や理解を促す取組が必要です。（図13）

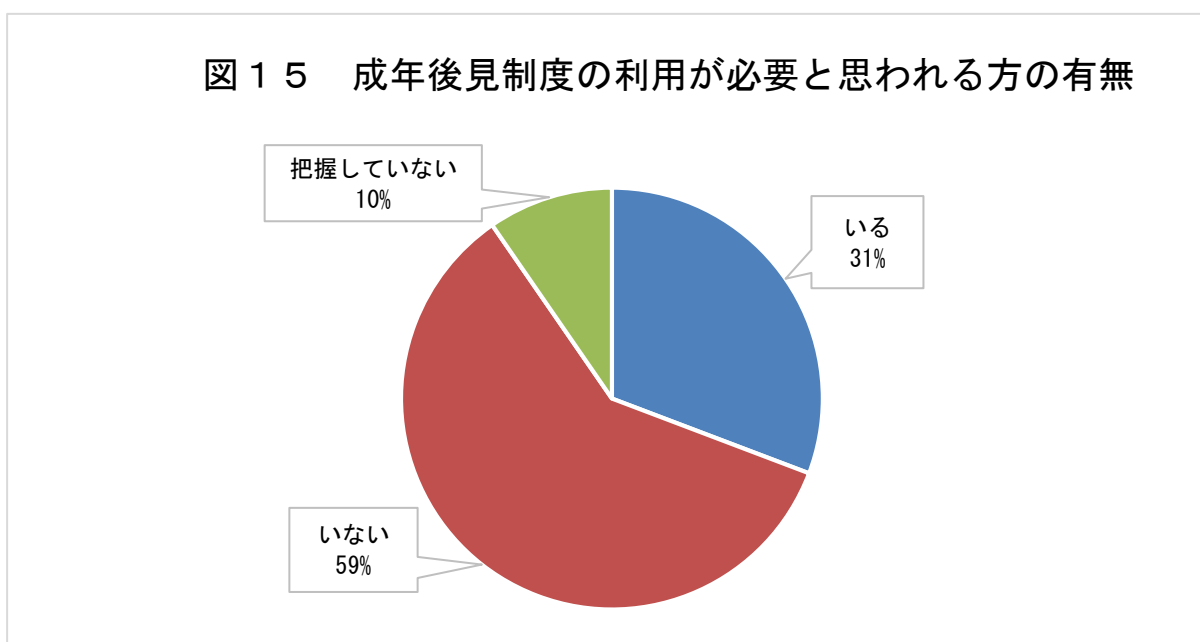
図13 制度の大まかな説明ができるか



・対応を依頼したり、相談を勧めたりする関係機関として、「地域包括支援センター（28件）」、「弁護士等の専門職（17件）」、「山陽小野田市社会福祉協議会（12件）」との回答が多く、成年後見制度の利用が必要と考えられる方の支援のため、これらの関係機関との連携協力体制の構築が必要です。（図14）



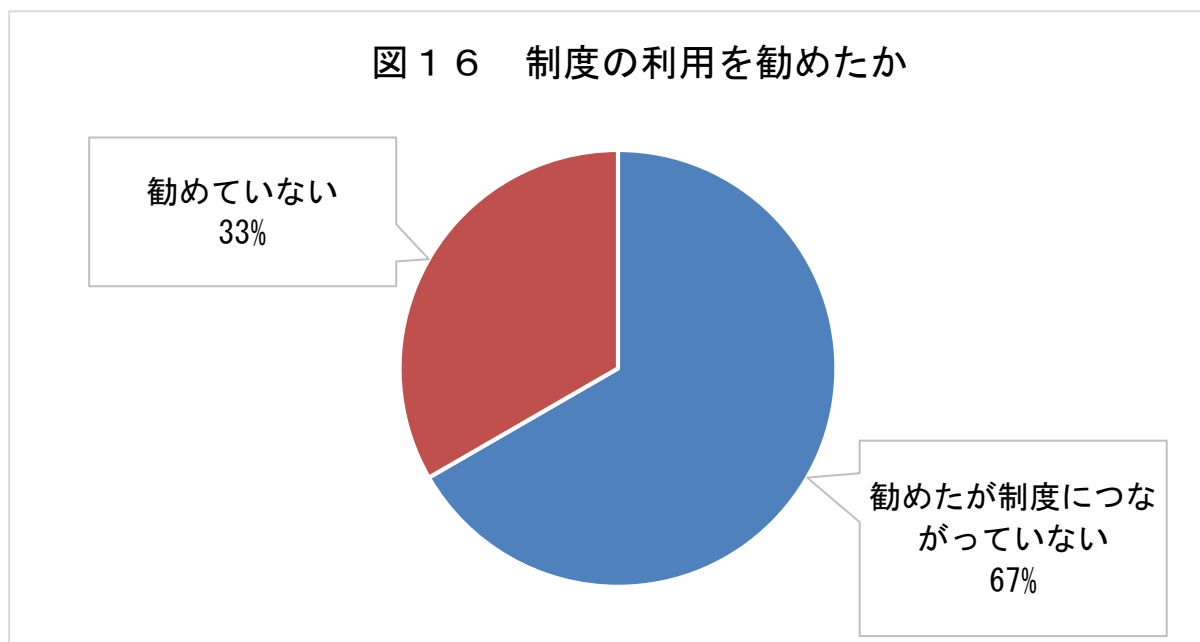
・成年後見制度を利用していないが利用が必要と思われる方がいるかは、「いる（31%）」となっています。（図15）



・成年後見制度の利用が望ましい方へ制度の利用を勧めたかの問いについて、「勧めたが制度につながっていない（67%）」となっており、理由として、「申立てができる身内がない」、「本人が拒否する」、「申立てができる身内が躊躇している」、「費用の問題」などがありました。

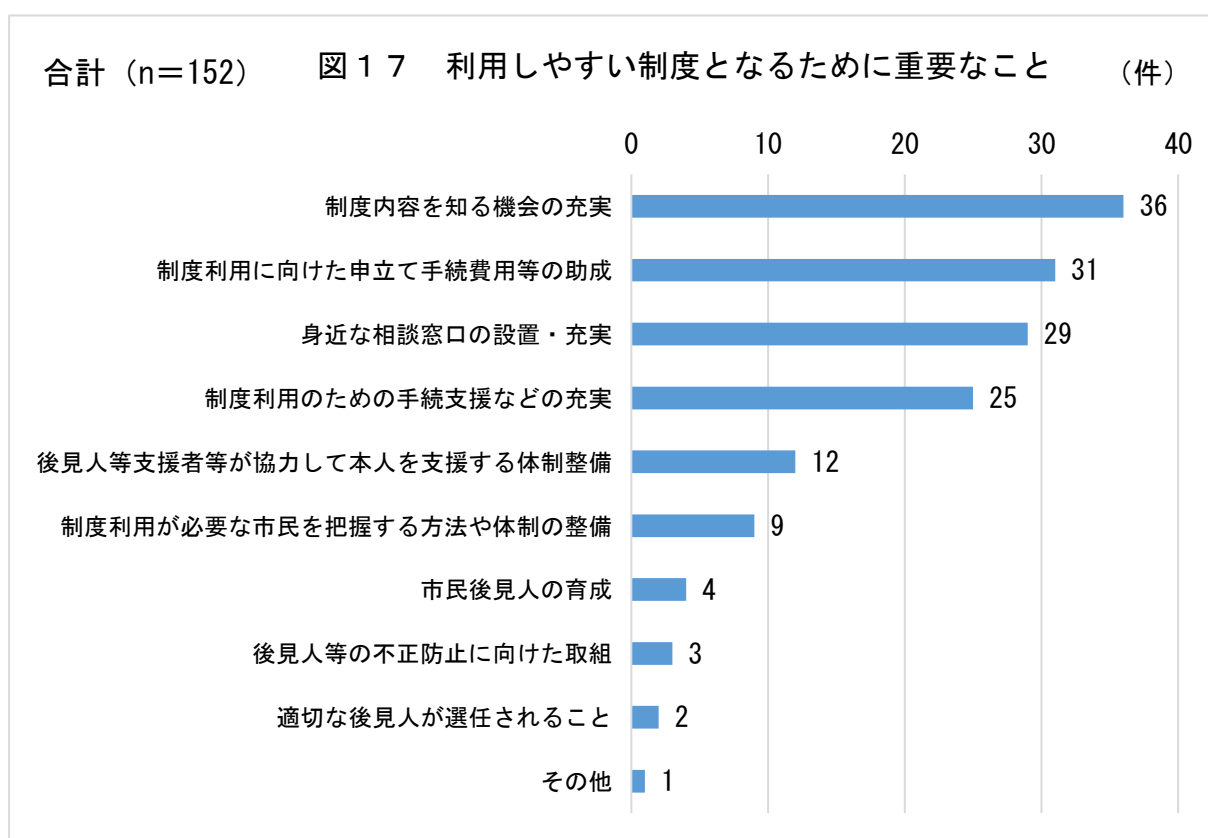
また、「勧めていない（33%）」の理由として、「説明する自分自身制度の把握、理解が足りない」「勧めるとキーパーソンとの関係が悪くなる」などがありました。これらの問題等を解決するためには、成年後見制度の周知や理解を促す取組とともに、費用の問題や身寄りのない方への申立て支援が必要です。

（図16）



・成年後見制度が利用しやすい制度となるために重要なことについて、「制度内容を知る機会の充実（36件）」、「制度利用に向けた申立て手続費用等の助成（31件）」、「身近な相談窓口の設置・充実（29件）」との回答が多く見られました（図17）。

また、医療・福祉・介護事業者として、成年後見制度の利用促進に向けどのような取組ができるかについては、「ポスター等による周知啓発」、「簡易的な相談窓口となること関係機関への橋渡しを行うこと」、「成年後見制度が必要な方を見つけた際の関係機関との連携協力体制の整備」などの回答があったことから、これらの取組を推進することが必要です。



第4節 現状についての分析

本市の成年後見制度を取り巻く現状についての分析は、以下のとおりです。

現状1 成年後見制度の利用のニーズはあるが、利用者は少ない。

本市において、成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は約2,000人、知的障がい者は約500人、精神障がい者は約400人となっています。また、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、任意後見制度の利用を考えている方もおられると考えます。

実際に今回実施した、家族介護者向けの意識調査では日ごろから「親なき後に残される子の生活」、「預貯金の管理・金融機関での手続」、「葬儀や死後の事務手続」などについて心配されていることがわかりました。

一方、成年後見制度の利用者は82人（令和3年6月27日現在）と、利用者となりうる人数に対して少ない状況となっています。医療・福祉・介護事業者向けの調査でも、利用が望ましい方が成年後見制度の利用につながっていないという現状が見られています。

これらのことから、地域で生活される、認知症や障がい者の方などに、成年後見制度の利用のニーズは一定程度存在することが伺われますが、利用者は少ない状況となっています。

現状2 成年後見制度の利用について不安がある。

家族介護者向けの意識調査では、成年後見制度の利用に対し不安なこと、気になることとして、「手続の複雑さ」、「他人が財産管理することへの抵抗感」「費用負担」などの回答が多く見られました。同調査において、成年後見制度を利用したくない理由として、「後見人等の不正が気になる」という回答が多くあり、加えて、「自身が、後見人等となることに抵抗がある」と答えた方の理由として、「知識や経験がない」、「責任を感じるから」、「制度の内容などがわからない」が多く挙げられました。

また、各種調査において、成年後見制度が利用しやすい制度となる為には、「身近な相談窓口の設置・充実」、「制度内容を知る機会の充実」、「制度利用のための手続支援などの充実」との回答が多くありました。

以上から、市民等が成年後見制度の利用について何らかの不安を感じているということが明らかになりました。

第3章 計画の基本方針、基本目標及び施策の体系

本市では以下のとおり、基本方針及び基本目標を定め、施策を展開していきます。

第1節 基本方針

「誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、
笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり」

認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分でも、その人らしい暮らしを続けるためには本人の意思を尊重するとともに、財産管理や適切なサービスの利用などを支援する必要があります。また、現在、十分判断能力があるうちに、自身の意思で将来に備えておくことも大変重要です。

そこで本市は、成年後見制度についての市民の不安やニーズを受け止め、地域の関係者、介護・医療・福祉・司法の関係機関、行政等が連携して、成年後見制度の理解を広げるとともに、成年後見制度の利用を促進するための体制を整備することで、誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

第2節 基本目標

本市では、基本方針に基づき、以下のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 「誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備」

成年後見制度の利用促進のためには、広く市民が成年後見制度について正確に理解していただくとともに、成年後見制度の利用の障壁となる要因を解消することが必要です。また、市民が成年後見制度の利用を開始しようとする時、利用中及び利用終了時においても、相談や各種助成措置等適切なサポートを受けられることが望ましいと考えます。

そこで、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整備するために、成年後見制度の利用促進のための中核となる機関として山陽小野田市成年後見センター（以下「後見センター」という。）を設置し、関係機関と連携して広報・啓発、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等を行います。

基本目標2 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」

権利擁護支援が必要な人が、本人のニーズに沿った形で必要な支援につながるためには、後見センターをはじめ、地域の関係機関が連携し支援していくことが必要と考えます。

また、成年後見制度の利用が開始されたとしても、被後見人等が地域で充実した生活を行うためには、本人及び後見人を取り巻く介護・医療・福祉・司法等の関係機関が引き続き連携していくことが望ましいと考えます。

そこで、成年後見制度をはじめ、権利擁護支援が必要な人が必要な支援につながり、地域で自分らしい生活を送ることができるための地域連携の仕組みである、地域連携ネットワークの構築を図ります。

第3節 施策の体系

本計画の、施策の体系は以下のとおりです。

基本方針	基本目標	具体的取組
<p>誰もが、笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくり</p> <p>誰もが、意思が尊重され、権利が護られながら、</p>	<p>1. 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備</p>	(1) 後見センターの設置及び運営
		(2) 成年後見制度利用支援事業の実施
		(3) 市社会福祉協議会との連携
	<p>2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</p>	(1) 地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う機関の設置
		(2) 日常的に本人の見守り・支援を行うチームの構築支援
(3) 地域連携ネットワークの構築に向けた協議会の設置		

第4章 施策における具体的取組

第1節 基本目標1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備

1 施策の方向性

誰もが安心して成年後見制度を利用するためには、制度の周知・理解を促すとともに、成年後見制度に関する相談対応の窓口や各種助成等適切なサポートを受けられる体制を整備することが重要です。そこで、本市では、後見センターを設置し、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えていきます。

【評価指標】

項目	指標
後見センターの設置及び運営	<ul style="list-style-type: none">・ 後見センターの設置・ 成年後見制度の相談窓口の設置・ 専門職後見人等を支援する体制の整備・ 相談件数の増加・ 庁内関係部署との連携強化・ 制度の周知・理解のため広報・啓発活動の実施・ 意識調査の実施と分析・ 後見人等の活動に対する支援・ 後見人等の受任者調整の体制構築・ 市民後見人等の養成に向けた検討
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の実施・ 事業の利用者数の増加
市社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 検討会議の開催・ 法人後見に関する協議

2 具体的取組

(1) 後見センターの設置及び運営

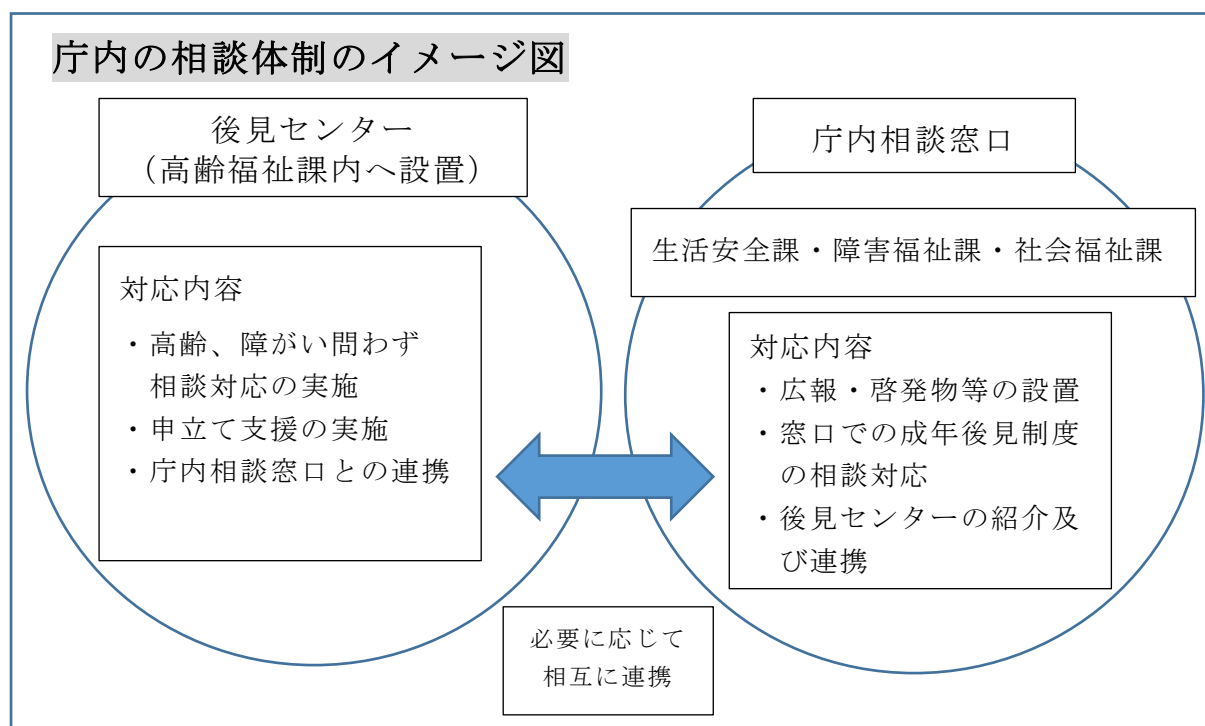
成年後見制度の利用促進のための中核となる機関として後見センターを設置し、関係機関と協力しながら、広報・啓発、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等を行い、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整備します。後見センターの運営に係る具体的取組は以下のとおりです。

・成年後見制度の相談窓口の設置及び専門職後見人等を支援する体制の整備

後見センターにおいて、市民や後見人等、関係機関等から成年後見制度に関する相談に応じ、必要な支援を実施します。具体的には、個別ケースの相談をはじめ、申立て手続や類似制度を含めた利用方法の説明及び利用支援を行います。

また、市の生活安全課、障害福祉課、社会福祉課においても、相談機能を担い、必要に応じて後見センターへつなぎます。関係部署が連携し、相談機能の強化に努めます。

さらに、専門職後見人等から寄せられる相談や活動等を支援するため、専門職団体や家庭裁判所及び関係機関と連携し、専門職後見人等を支援する体制の整備及び充実に向け協議し、整備します。



- ・ **制度の周知・理解のため、広報・啓発活動の実施**

後見センターにおいて、関係機関と連携し、市民や関係機関向けに成年後見制度に関わる広報・啓発活動を実施し、市民及び関係機関が成年後見制度に対する知識や制度利用のメリットを理解できるよう取り組んでいきます。具体的には、チラシやホームページ等による周知や、市民向け講演会、関係機関向けの研修等を実施します。また、市民に対し、成年後見制度に係る意識調査等を実施し、制度の利用促進へ向けた取組へ活かしていきます。

- ・ **後見人等の受任者調整**

後見センターが担うべき機能として、対象者へ適切な後見人等が選任されるよう受任者調整を行い、家庭裁判所へ後見人候補者として推薦すること、が求められています。今後は、まず、市長申立て時の受任者調整について、家庭裁判所や専門職団体などと連携し、後見人候補者の適切な推薦を行うための体制整備に取り組めます（将来的には、市長申立てに関わらず必要に応じて後見人等の受任調整を行う）。

また、「親亡き後」の障がい者の長期にわたる後見人等の支援体制について、段階的に体制整備を行っていきます。

- ・ **市民後見人等の担い手の養成**

本市の成年後見制度に関する申立ての状況等を踏まえ、市民後見人候補者の養成等本市に適した仕組みについて検討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施

本市は、本人による申立てや申立てを行う親族がない場合の市長申立て*1や被後見人等の財産状況から後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します*2。制度利用に向けた利用支援を実施することで、成年後見制度の利用の促進につなげていきます。また、申立費用の負担が、成年後見制度の利用の障壁となっていることから、費用の助成制度についても今後検討していきます。

*1 市長申立て

判断能力が不十分なため、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、後見開始の審判の申立てを行う親族がない場合、市長が申立てを行います。

*2 後見人等への報酬費用の助成

対象者の資産等の要件から、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に後見人への報酬費用を助成します。

助成金の金額

- ・ 在宅の方 月額 28,000円 (上限)
- ・ 施設入所の方 月額 18,000円 (上限)

(3) 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を行う、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しています。

利用者の中には、判断能力の低下などにより、成年後見制度の利用への移行が必要となるケースが考えられます。このようなケースに対して、本市は、成年後見制度への移行が適切に行われるよう、市社会福祉協議会との連携を強化し、必要に応じてケース検討会議を開催していきます。

また、市社会福祉協議会が実施する法人後見の受任について、必要に応じて法人後見の受任の依頼や法人後見の運用に関する相談等、連携体制を構築していきます。

第2節 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

1 施策の方向性

成年後見制度をはじめ、権利擁護支援が必要な人が必要な支援につながり、地域で自分らしい生活を送ることができるための地域連携の仕組みである、地域連携ネットワークの構築を図ります。

地域連携ネットワークの構築のコーディネート機能は、後見センターが担います。

【評価指標】

項目	指標
地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う機関の設置	・ 後見センターの設置
日常的に本人の見守り・支援を行うチームの構築支援	・ チームの構築に向けた支援
地域連携ネットワークの構築に向けた協議会の設置	・ 協議会の設置 ・ 会議の開催

2 具体的取組

(1) 地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う機関の設置

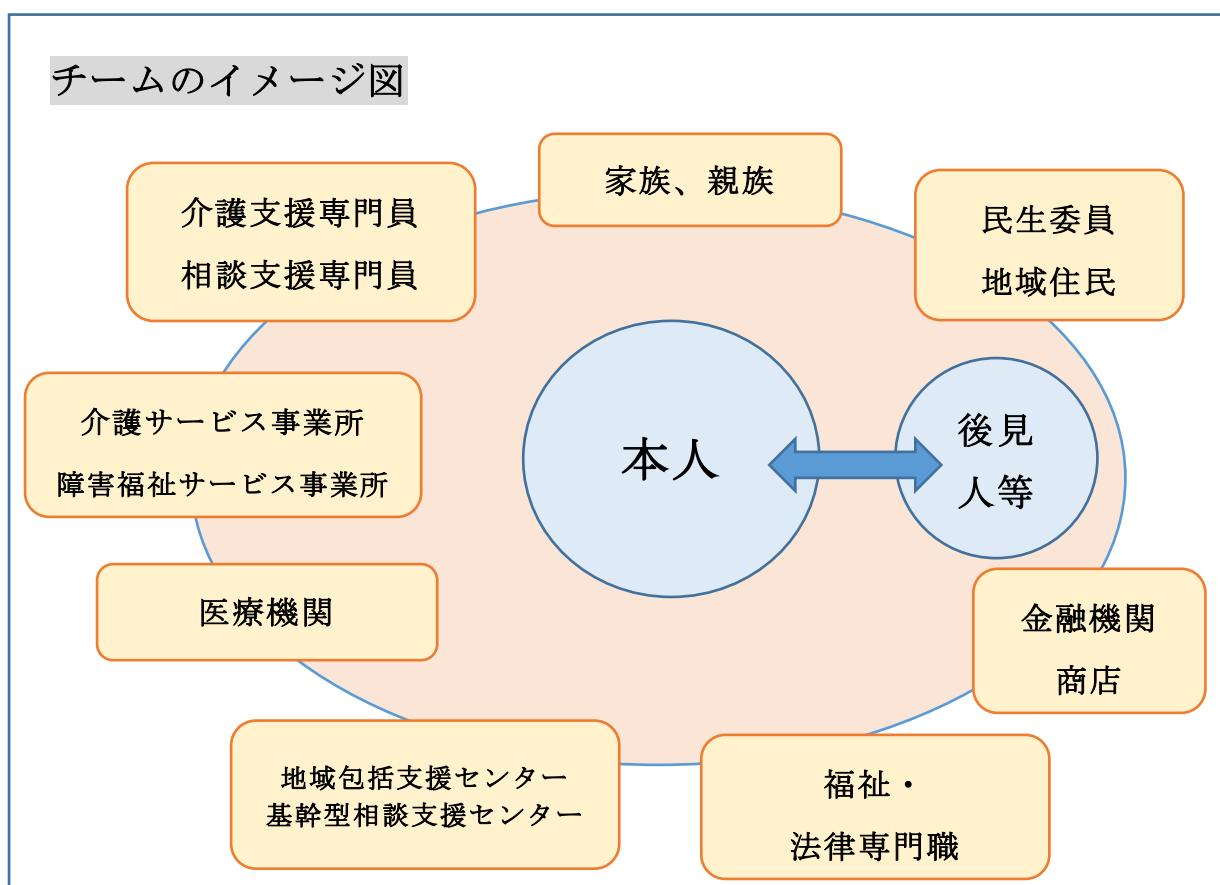
地域連携ネットワークの構築及び連携強化に向けたコーディネート機能は、後見センターが担います。

後見センターにおいて、市民や親族、介護・医療・福祉・司法等の関係団体が連携し、地域連携ネットワークの構築を図ります。具体的には、関係団体等と協力して、後述する、チームの構築に向けた支援、協議会の設置及び会議の開催等を行います。

(2) 日常的に本人の見守り・支援を行うチームの構築支援

後見等開始前は、市民や親族、介護・医療・福祉・司法等の関係団体が、後見等開始後は、後見人等を加えて、本人を支援していく「チーム」の構築に向けた支援を関係団体等と協力して行います。

チームの役割として、後見等開始前は、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付けること、後見等開始後は、後見人等を加えて、日常的に本人を見守り、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行う役割があります。



チームのメンバー例

家族・親族、民生委員・近隣住民、ボランティア、医療機関、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・福祉事業所、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、金融機関、商店、地域包括支援センター、基幹型相談支援センター、市町村関係者（ケースワーカー、保健師等）等個別の課題に応じて構成される。

(3) 地域連携ネットワークの構築に向けた協議会の設置

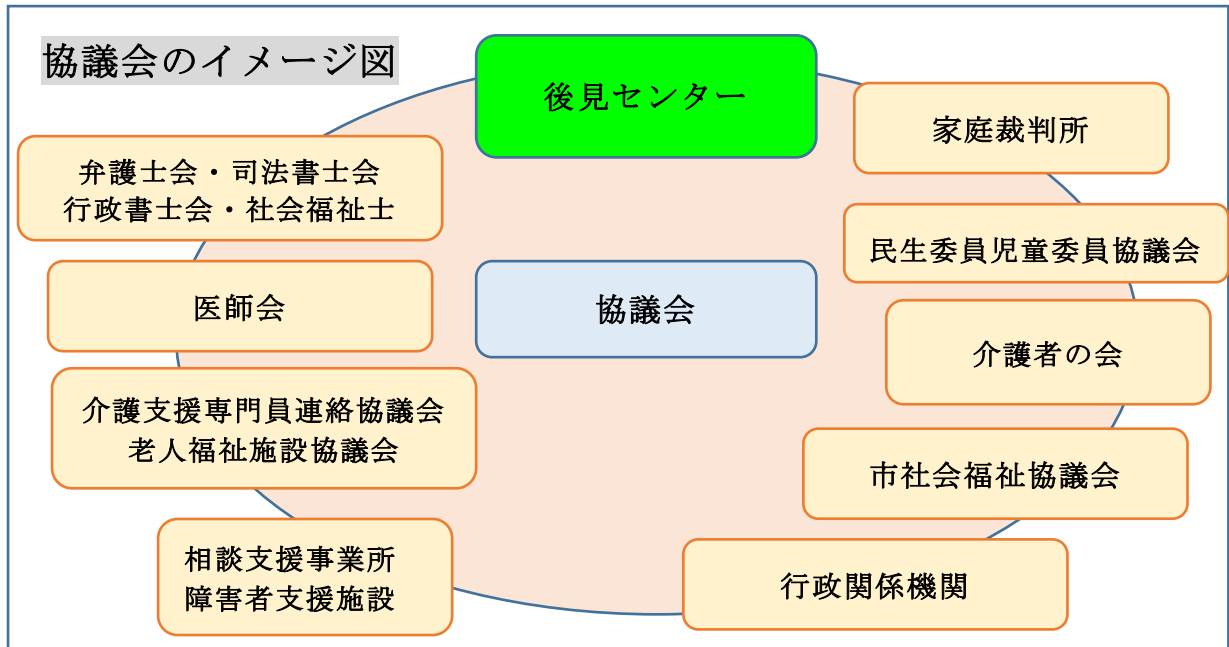
介護・医療・福祉、司法等の関係団体により構成する協議会を設置し、地域連携の仕組みである、地域連携ネットワークの構築に向けた協議等を行います。

具体的には、チームに対する助言や支援、地域連携ネットワークの構築に向けた関係団体の連携・協力体制の構築及び強化、本計画の策定及び進捗状況等の協議等を行います。

事務局は、後見センターが担います。

協議会の役割

1. 地域連携ネットワークの構築及び連携強化の推進
2. チーム（特に親族後見人等）への助言やケース会議への参加・開催等適切なバックアップ体制の整備
3. 地域課題の検討・解決に向けた協議
4. 市計画の策定、進捗状況に関する協議



協議会の構成団体

弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、市医師会、市介護支援専門員連絡協議会、老人福祉施設協議会、相談支援事業所、障害者支援施設、介護者の会、県福祉センター、行政各課。オブザーバーとして、家庭裁判所。

山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	団体
委員長	岡田 卓司	山口県弁護士会
	森田 祐三	山口県司法書士会
	松岡 巧	山口県行政書士会
	豊嶋 則子	山口県社会福祉士会
	森重 陽子	山陽小野田市社会福祉協議会
	森川 繁夫	山陽小野田市民生児童委員協議会
副委員長	白澤 宏幸	山陽小野田医師会
	山下 聡之	山陽小野田市 介護支援専門員連絡協議会
	市村 雄二郎	老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	井上 恵子	小野田在宅介護者の会とらいぽっど （令和3年度～）
	廣石 義和	相談支援事業所
	徳永 祥三	障害者支援施設
	矢田 英治	手をつなぐ育成会（～令和3年度第3回）
	長岡 忠男	手をつなぐ育成会（令和3年度第4回～）
	佐伯 淑子	山口県宇部健康福祉センター
	岡村 敦子	障害福祉課（～令和2年度）
	吉村 匡史	障害福祉課（令和3年度～）
	岩佐 清彦	社会福祉課
	木本 順二	生活安全課（～令和2年度）
	山本 満康	生活安全課（令和3年度～）
	麻野 秀明	高齢福祉課

任期：令和2年10月1日から令和4年3月31日まで



スマイルシティ山陽小野田